

子保発 1030 第 1 号
令和 2 年 10 月 30 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課長
（公 印 省 略）

指定都市、中核市及び児童相談所設置市が設置する保育所
に対する指導監査の実施主体について（周知）

保育施策の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

保育所については、その設備及び運営の基準の実施状況が関係法令等に照らし適正に実施されているかを確認することを目的として、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 46 条第 1 項及び児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 38 条に基づき、行政による指導監査（以下「施設指導監査」という。）を実施することとされているところです。

施設指導監査の実施主体については、都道府県が行うこととされている一方、児童福祉法施行令及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の規定により、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）に所在する保育所については、原則として当該指定都市等が施設指導監査を行うこととされているところです。

今般、令和 2 年の地方分権改革に関する提案募集において、「指定都市又は中核市が設置する保育所等の指導監査権限を都道府県から指定都市及び中核市に移譲する」ことが提案されたところ、指定都市等が設置する保育所に対する施設指導監査の実施主体に関する取扱いについて疑義が生じたため、改めて整理したのでお知らせいたします。

また、本通知の発出に伴い、「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」（令和元年 5 月 30 日付厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡。以下「令和元年事務連絡」という。）の 3（2）については削除することとします。

各都道府県、指定都市、中核市におかれましては、施設指導監査の実施に当たり参考にさせていただくとともに、管内の児童相談所設置市及び関係機関等に周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であること及びその内容について総務省自治行政局と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 施設指導監査の実施主体に係る大都市特例の概要

施設指導監査については、児童福祉法第 46 条第 1 項に規定されているとおり、原則として都道府県知事の権限により実施されるものであるが、指定都市等においては、同法第 59 条の 4 第 1 項の規定により、同法中都道府県が処理することとされている事務は、政令で定めるところにより指定都市等が処理するものとされている。

これを受け、

- ・指定都市が処理する事務については、児童福祉法施行令第 45 条第 1 項において、地方自治法施行令第 174 条の 26 第 1 項から第 7 項までに定めるところによることとされており、
- ・中核市が処理する事務については、児童福祉法施行令第 45 条第 2 項において、地方自治法施行令第 174 条の 49 の 2 に定めるところによることとされており、
- ・児童相談所設置市が処理する事務については、児童福祉法施行令第 45 条の 3 第 1 項から第 8 項までにおいて定めている。

その上で、地方自治法施行令第 174 条の 26 第 1 項及び第 7 項、第 174 条の 49 の 2 第 1 項及び第 2 項並びに児童福祉法施行令第 45 条の 3 第 1 項及び第 8 項において、指定都市等に所在する保育所に対する施設指導監査は当該指定都市等が処理することとされている一方で、当該指定都市等が設置する保育所に対する施設指導監査は、当該指定都市が処理する事務から除かれている。

他方、地方自治法施行令第 174 条の 26 第 8 項（同令第 174 条の 49 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）及び児童福祉法施行令第 45 条の 3 第 9 項により、指定都市等がその事務を処理するに当たっては、児童福祉法第 46 条の規定による保育所についての都道府県知事の質問等に関する規定は、これを適用しないこととされている。

2. 指定都市等が設置する保育所に対する施設指導監査の取扱いに係る経緯

指定都市及び中核市が設置する保育所に対する施設指導監査の取扱いについては、令和元年事務連絡の 3（2）において、「指定都市等が設置者である公立の保育所の監査権限等については、指定都市等に移譲されておらず、都道府県が指導監査を行う仕組みとなっている」とお示ししていたところであるが、この取扱いについて、令和 2 年の地方分権改革の提案募集において、「指定都市又は中核市が設置する保育所等の指導監査権限を都道府県から指定都市及び中核市に移譲する」ことが提案された。

当該提案について、厚生労働省において対応を検討するに当たり、指定都市等が設置する保育所に対する施設指導監査の実施主体に関する取扱いについて疑義が生じたため、今般改めて厚生労働省及び総務省において確認を行った。

3. 指定都市等が設置する保育所に対する施設指導監査の取扱いに係る整理

指定都市等が設置する保育所に対する施設指導監査の取扱いについて、今般、厚生労働省及び総務省において確認を行った結果、

- ・一般市町村が保育所を設置する場合には、施設指導監査の実施主体である都道府県に対する届出が必要となる（児童福祉法第 35 条第 3 項）が、指定都市等が保育所を設置する場合には、都道府県に対する届出を行うことは求められておらず（地方自治法施行令第 174 条の 26 第 7 項、同令第 174 条の 49 の 2 第 2 項又は児童福祉法施行令第

45 条の 3 第 8 項により読み替えられる児童福祉法第 35 条第 3 項)、都道府県において指定都市等による保育所の設置を関知する仕組みとなっていないこと

- ・ 指定都市等に所在する保育所に関する設備及び運営の基準の策定(児童福祉法第 45 条第 1 項)は、当該指定都市等が行うこととされており(地方自治法施行令第 174 条の 26 第 1 項、同令第 174 条の 49 の 2 第 1 項第 26 号及び児童福祉法施行令第 45 条の 3 第 1 項)、設備及び運営の基準の策定と施設指導監査の実施は同一主体において一貫して行うことが適当と考えられること

から、指定都市等が設置する保育所については、当該指定都市等の長が指導監査を行うことが適当であり、都道府県が設置する児童自立支援施設に対する指導監査を都道府県知事が行うのと同様、指定都市等の長が、自らの団体に対する内部管理権限に基づき行うものであると整理した。

以上の整理は、上記 1. について、指定都市等が設置する保育所に対する施設指導監査等の事務は、地方自治法施行令第 174 条の 26 第 1 項、同令第 174 条の 49 の 2 第 1 項第 26 号及び児童福祉法施行令第 45 条の 3 第 1 項において都道府県から指定都市等に移譲されないこととした上で、地方自治法施行令第 174 条の 26 第 8 項(同令第 174 条の 49 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。)及び児童福祉法施行令第 45 条の 3 第 9 項により、都道府県知事が当該権限を行使することはできないとしたものであるとの解釈にも整合するものである。

なお、指定都市等が設置する保育所について、当該指定都市等の長が内部管理権限に基づき指導監査する場合にも、当該指定都市等における他の保育所と同様、「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成 12 年 4 月 25 日付児発第 471 号)等を参考に、適切な対応をお願いしたい。

○児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）

第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）を設置するものとする。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。以下この条、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条第九号、第五十一条第七号、第五十六条の二、第五十七条及び第五十八条において同じ。）を設置しなければならない。

3 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

5～12 （略）

第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2～4 （略）

第五十九条の四 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市並びに児童相談所を設置する市（特別区を含む。以下この項において同じ。）として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

2～5 （略）

○児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）（抄）

第三十八条 都道府県知事は、当該職員をして、一年に一回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設が法第四十五条第一項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならない。

第四十五条 指定都市において、法第五十九条の四第一項の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令第百七十四条の二十六第一項から第七項までに定めるところによる。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）において、法第五十九条の四第一項の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第百七十四条の四十九の二に定めるところによる。

第四十五条の三 児童相談所設置市において、法第五十九条の四第一項の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（（中略）児童相談所設置市が設置する児童福祉施設に係る法第四十六条の規定による質問等（中略）に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第四項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

2～7 （略）

8 第一項及び第二項の場合においては、（中略）法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、（中略）法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」（中略）とする。

9 児童相談所設置市がその事務を処理するに当たっては、法第三十四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第三十四条の六の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、法第三十四条の十四第一項、第三項及び第四項の規定による一時預かり事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第三十四条の十八の二第一項及び第三項の規定による病児保育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第四十六条第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定並びに第三十八条の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、適用しない。

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

一 児童福祉に関する事務

二～十三 （略）

2 指定都市がその事務を処理するに当たって、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可、承認その他これらに類する処分を要し、又はその事務の処理について都道府県知事若しくは都道府県の委員会の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可、認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可等の処分若しくは指示

その他の命令に代えて、各大臣の許可、認可等の処分を要するものとし、若しくは各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

(中核市の権能)

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口二十万以上の市(以下「中核市」という。)は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 中核市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(抄)

(児童福祉に関する事務)

第七百七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)、少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)並びに民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)の規定により、都道府県が処理することとされている事務((中略)指定都市が設置する同法第七条第一項に規定する児童福祉施設(第八項において「児童福祉施設」という。))に係る同法第四十六条の規定による質問等(中略)に関する事務を除く。)とする。この場合においては、第三項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、児童福祉法及び同令、少年法、児童虐待の防止等に関する法律並びに民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2~6 (略)

7 第一項の場合においては、(中略)同法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、(中略)同法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設(都道府県が設置するものを除く。)」(中略)とする。

8 指定都市がその事務を処理するに当たつては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、児童福祉法第三十四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の六の規定による障害児通所支援事業等、児童自立

生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法第三十四条の十四第一項、第三項及び第四項の規定による一時預かり事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の十八の二第一項及び第三項の規定による病児保育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第四十六条第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定並びに児童福祉法施行令第三十八条の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、これを適用しない。

(児童福祉に関する事務)

第七百七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、同項の中核市（以下「中核市」という。）が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（次に掲げる事務を除く。）とする。この場合においては、次項並びに第三項において準用する第七百七十四条の二十六第三項、第四項、第五項前段及び第六項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（次に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

一～二十三 （略）

二十四 助産施設、母子生活支援施設及び保育所（以下この条において「特定児童福祉施設」という。）以外の児童福祉施設に係る児童福祉法第三十五条及び第五十八条第一項の規定による設置の認可等に関する事務

二十五 特定児童福祉施設以外の児童福祉施設に係る児童福祉法第四十五条第一項の規定による条例の制定に関する事務

二十六 特定児童福祉施設以外の児童福祉施設に係る児童福祉法第四十六条及び児童福祉法施行令第三十八条の規定による報告の徴収等並びに中核市が設置する特定児童福祉施設に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同令第三十八条の規定による検査に関する事務

二十七～三十七 （略）

2 前項の場合においては、（中略）同法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同条第四項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、（中略）同法第四十六条第一項中「児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）の設置者、助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）の長並びに」と、同条第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」（中略）とする。

3 第七百七十四条の二十六第二項から第四項まで、第五項前段、第六項及び第八項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項」と、同条第三項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第七百七

十四条の四十九の二第一項」と、同条第五項前段中「第一項」とあるのは「第七百七十四
条の四十九の二第一項」と、「第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第三十五
条第六項」とあるのは「第三十五条第六項」と、同条第六項中「第一項の」とあるのは
「第七百七十四条の四十九の二第一項の」と、「第十条第二項及び第三項、第十八条第一
項及び第三項」とあるのは「第十八条第一項」と、「並びに」とあるのは「及び」と、
同条第八項中「第二百五十二条の十九第二項」とあるのは「第二百五十二条の二十二第
二項」と、「児童福祉法第三十四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児
童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等
に関する規定、同法第三十四条の六の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活
援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命
令に関する規定、同法」とあるのは「児童福祉法」と、「第四項の規定による児童福祉
施設」とあるのは「第四項の規定による第七百七十四条の四十九の二第一項第二十号に規
定する特定児童福祉施設」と、「第三十八条の規定による児童福祉施設」とあるのは「第
三十八条の規定による同号に規定する特定児童福祉施設」と読み替えるものとする。